

つくばみらい市告示第128号

つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5年 8月 4日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内において児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内においてつくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、つくばみらい市補助金等交付規則（平成18年つくばみらい市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和3年3月30日子発0330第14号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「局長通知」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法第34条の8第2項の規定に基づき、市長に放課後児童健全育成事業開始の届出を行っていること。
- (2) つくばみらい市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくばみらい市条例第27号）に基づき、放課後児童健全育成事業を運営又は運営予定であること。
- (3) 市内に住所を有する児童又は市が設置する小学校に就学している児童が10人以上入所する児童クラブを運営又は運営予定であること。
- (4) つくばみらい市暴力団排除条例（平成24年つくばみらい市条例第6号）第2条に定める暴力団に該当しないこと。
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、局長通知の別添2放課後子ども環境整備事業に規定する事業とする。

(補助金額)

第5条 補助金は、事業の実施に必要な経費とし、補助金額は、別表のとおりとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に補助対象事業の実施計画書その他必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請(以下「交付申請」という。)は、補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、年度内に新たに設置された事業所に係る交付申請は、当該事業所の設置後30日以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に必要な条件を付することができる。

(変更の承認)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請の内容に変更が生じたときは、つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付申請事項変更承認申請書(様式第3号)に変更事項を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付申請事項変更承認通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(中止の届出)

第9条 交付決定者は、補助対象事業の実施を中止したときは、速やかにその旨をつくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金補助対象事業中止届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内の日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金請求書(様式第6号)に補助対象事業の実績報告書その他必要な書類を添えて市長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交

付額確定通知書（様式第7号）により当該請求をした者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、第6条第1項の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業の開始前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 前項の規定により概算払で補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内の日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金精算書（様式第8号）に補助対象事業の実績報告書その他必要な書類を添えて市長に提出し、当該補助金を精算しなければならない。

（書類の整備）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支等についての書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 第8条の規定による届出をしたとき。

（2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） この告示に違反したとき。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	対象経費	補助金額
局長通知別添2放課後子ども環境整備事業	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	国が定める基準額，左記の対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額 上限12,000,000円

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
事業所名

つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付申請書

つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
2 概算交付の希望 有 円 無
3 振込先

振込先金融機関	銀行			支店
	信用金庫			
	農協			
	預金種目		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考 口座名義人は、請求者と同じ名義に限る。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったつくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金を交付する。（裏面の補助金交付の条件を必ずご確認ください。）

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金の概算払の有無 有 円 ・ 無
- 3 概算払が有る場合、その条件
 - (1) 補助金は、補助対象事業の経費として使用すること。
 - (2) 補助対象事業が予定期間内に完了しない場合又は補助対象事業の実施が困難となった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、その指示を受けること。

補助金を交付しない。
理由（ ）

(裏)

補助金交付の条件

- (1) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費全及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、交付決定者が全国的に補助対象事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。なお、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）の資金提供を受けてはならない。
- (9) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
事業所名

つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付申請事項変更承認申請書

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた事項について変更があったので、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 添付書類
 - (1) 変更事項を証する書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付申請事項変更承認通知書

年 月 日付で申請のあったつくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付申請事項については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更承認事項

2 承認年月日 年 月 日

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
事業所名

つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金補助対象事業中止届出書

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業を中止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 中止の理由

様式第6号 (第10条関係)

年 月 日

つくばみらい市長 様

請求者 所在地
名称
代表者名
事業所名

つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金請求書

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業を終了したので、下記のとおりつくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金を請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
2 補助金請求額 円
3 振込先

振込先 金融機関	銀行			支店
	信用金庫			
	農協			
	預金種目		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考 口座名義人は、請求者と同じ名義に限る。

4 添付書類

- (1) 補助対象事業の実績報告書及び収支決算書
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで請求のあったつくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

2 補助金交付予定日 年 月 日

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
事業所名

つくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金精算書

年 月 日付けでつくばみらい市放課後児童健全育成事業施設整備事業費補助金の概算払いを受けた補助対象事業が完了したので、下記のとおり精算します。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金概算交付額 | 円 |
| 3 補助金交付確定額 | 円 |
| 4 補助金精算額 | 円 |
| 5 添付書類 | |
| (1) 補助対象事業の実績報告書及び収支決算書 | |
| (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 | |